

週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方

（港湾・漁港事業以外の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上の日を確保する。
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業を行わない場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・受注者の都合により、休日を予定していた日に作業を行う場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・祝日は休日としてカウント可能。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日 出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替 ○	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	出勤	出勤	出勤	祝日3 ○	祝日4 ○	休日5 ○	休日6 ○
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	1ヶ月以内振替 ○	出勤	祝日8 ○
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季 ○	夏季1 ○	夏季2 ○
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤				

- ・着手日から4週（28日）を1サイクルとする
- ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
- ・前6日、後1ヶ月以内であれば、振替も可能（隣接するサイクル間も可能）

- ・祝日もカウント可能

- ・原則、夏季休暇3日間連続して取得
- ・夏季休暇が土曜日、日曜日と重なった分はカウント可能（月～金曜日の分はカウント不可）

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始 ○	年末年始 ○	年末年始 ○	年末年始3 ○	年末年始4 ○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始 ○	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7 ○	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8 ○
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	完成 ○		

- ・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
- ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

- ・最終サイクルが28日間に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すればよい

週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方

（港湾・漁港事業の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする。
- ・1サイクル内に土曜日、日曜日以外の祝日がない場合は、その間に8日以上の日を確保する。
- ・1サイクル内に土曜日、日曜日以外に祝日がある場合は、その間に祝日分を含めた日数以上の休日を取得する。
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業を行わない場合は、休日を予定していた日と振り返ることができる。
- ・受注者の都合により、休日を予定していた日に作業を行う場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日、祝日と重なった分は休日としてカウント可能とし、それ以外はカウント不可とする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の日曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば、達成と判断。

※港湾課所管工事の場合は、休日日数で考える。（休日率ではない）

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日 出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替 ○	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	6日以内振替 ○	出勤	出勤	祝日3 ○	祝日4 ○	休日5 ○	休日6 ○
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	1ヶ月以内振替 ○	休日9 ○	祝日10 ○
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季 -	夏季1 ○	夏季2 ○
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤				

- ・着手日から4週（28日）を1サイクルとする
- ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
- ・前6日、後1ヶ月以内であれば、振替も可能（隣接するサイクル間も可能）

- ・1サイクルの中に祝日がある場合、その日数分を含めた休日確保する
- ・振替休日は祝日としてカウントしない

例）1サイクルの中に祝日2日間ある場合
土日8日＋祝日2日＝10日間の休日確保

- ・原則、夏季休暇3日間連続して取得
- ・夏季休暇が土曜日、日曜日、祝日と重なった分はカウント可能（休日以外はカウント不可）

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始 -	年末年始 -	年末年始 -	年末年始3 ○	年末年始4 ○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始 -	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7 ○	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8 ○	休日9 ○
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	完成 出勤		

- ・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
- ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

- ・最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの中の日曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すればよい

休日の考え方

(港湾・漁港事業以外の工事の場合)

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- ・当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上以上の休日を取得する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・年末年始、夏季休暇、祝日は休日としてカウント可能。
- ・サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・工期全体を通してサイクル毎の休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

工事着手日から4週間(28日間)
を1サイクルとする

＜元請企業の例＞

			第1週							第2週							第3週							第4週							計	
第1 サイクル	会社名	氏名	12 / 15 (水)	12 / 16 (木)	12 / 17 (金)	12 / 18 (土)	12 / 19 (日)	12 / 20 (月)	12 / 21 (火)	12 / 22 (水)	12 / 23 (木)	12 / 24 (金)	12 / 25 (土)	12 / 26 (日)	12 / 27 (月)	12 / 28 (火)	12 / 29 (水)	12 / 30 (木)	12 / 31 (金)	1 / 1 (土)	1 / 2 (日)	1 / 3 (月)	1 / 4 (火)	1 / 5 (水)	1 / 6 (木)	1 / 7 (金)	1 / 8 (土)	1 / 9 (日)	1 / 10 (月)	1 / 11 (火)		
	A建設 (元請)	●●	入			休	休						休	休				休	休	休	休	休	休					休	休			
		■■	入				休	休							休	休	休			休	休	休	休	休					休	休		
		▲▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備考		着手日	当該現場に従事した全ての 技術者・技能労働者が対象														年末 年始	年末 年始	年末 年始	年末 年始	年末 年始	年末 年始	年末年始、夏季休暇、 祝日はカウント可									
第2 サイクル	会社名	氏名	1 / 12 (水)	1 / 13 (木)	1 / 14 (金)	1 / 15 (土)	1 / 16 (日)	1 / 17 (月)	1 / 18 (火)	1 / 19 (水)	1 / 20 (木)	1 / 21 (金)	1 / 22 (土)	1 / 23 (日)	1 / 24 (月)	1 / 25 (火)	1 / 26 (水)	1 / 27 (木)	1 / 28 (金)	1 / 29 (土)	1 / 30 (日)	1 / 31 (月)	2 / 1 (火)	2 / 2 (水)	2 / 3 (木)	2 / 4 (金)	2 / 5 (土)	2 / 6 (日)	2 / 7 (月)	2 / 8 (火)		
	A建設 (元請)	●●				休	休						休	休						休	休								休			
		■■					休	休							休	休					休	休							退	休	休	休
		▲▲	休	休	休	休	休	入								休	休					休	休							休	休	
備考			サイクルの途中から従事した場合、当該現場 に従事した日以外は、休日としてカウント														サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該 現場に従事した日以外は、休日としてカウント															
第3 サイクル	会社名	氏名	2 / 9 (水)	2 / 10 (木)	2 / 11 (金)	2 / 12 (土)	2 / 13 (日)	2 / 14 (月)	2 / 15 (火)	2 / 16 (水)	2 / 17 (木)	2 / 18 (金)	2 / 19 (土)	2 / 20 (日)	2 / 21 (月)	2 / 22 (火)	2 / 23 (水)	2 / 24 (木)	2 / 25 (金)	2 / 26 (土)	2 / 27 (日)	2 / 28 (月)	3 / 1 (火)	3 / 2 (水)	3 / 3 (木)	3 / 4 (金)	3 / 5 (土)	3 / 6 (日)	3 / 7 (月)	3 / 8 (火)		
	A建設 (元請)	●●				休	休						休	休		退																
		■■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
		▲▲					休	休							休	休	退															
備考			最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクル の内の土曜日・日曜日の日数分を確保すれば達成と判断														完成日	最低の休日形能が4週7休となる、当該工事														

＜下請企業の例＞

			第1週							第2週							第3週							第4週							計
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
第1 サイ クル	会社名	氏名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2		
			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6			
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)			
	B建設	〇〇	入					休	休					休	休						休	休						休	休		8休
(下請)	□□	休	入					休	休					休	休						休	休						休	休	8休	
備考			下請企業は、施工体制台帳の工期 (元請の対象期間とは別に設定)																												

休日の考え方

(港湾・漁港事業の工事の場合)

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- ・当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上以上の休日を取得する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・年末年始、夏季休暇、祝日は、休日としてのカウントは不可。
ただし、年末年始、夏季休暇の間の土曜日と日曜日はカウント可。
- ・サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。

工事着手日から4週間(28日間)
を1サイクルとする

＜元請企業の例＞

元請正業の例

		第1週							第2週							第3週							第4週							計	
第1サイクル	会社名	氏名	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8	1/9	1/10		1/11
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	
	A建設(元請)	●●	入			休	休						休	休			年	年	年	休	休	年					休	休			
		■●	入				休	休						休	休	休	年	年	年	休	休	年	休					休	休		
	▲▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
備考		着手日	当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象														年末年始	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始	年末年始、夏季休暇の間の土曜日と日曜日はカウント可 祝日はカウント不可								
第2サイクル	会社名	氏名	1/12	1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	
	A建設(元請)	●●				休	休						休	休						休	休							休			
		■●					休	休						休	休						休	休						退	休	休	休
	▲▲	休	休	休	休	休	入							休	休						休	休						休	休		
備考		着手日	サイクルの途中から従事した場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント														サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該現場に従事した日以外は、休日としてカウント														
第3サイクル	会社名	氏名	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	
			(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	
	A建設(元請)	●●				休	休						休	休		退															
		■●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-															
	▲▲					休	休							休	休	退															
備考		着手日	最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの内の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば達成と判断(この場合、4日分の休日を確保すれば良い)														完成日														
		着手日															最低の休日形態が4週7休となる。当該工事の場合、4週8休は未達成														

＜下請企業の例＞

[illegible]